

<b>時</b> 期間・日時	<b>講</b> 講師・指導	<b>持</b> 持物・服装
<b>場</b> 場所・会場	<b>対</b> 対象・資格	<b>申</b> 申込み・応募
<b>題</b> 演題・テーマ	<b>定</b> 定員・募集数	<b>他</b> その他
<b>内</b> 内容	<b>¥</b> 費用・受講料	<b>問</b> 問合せ

※**対**どなたでも、**定**特になし、**¥**無料の場合は省略。  
**HP**ホームページからもご覧になれます。  
 ※あいち電子申請・届出システムは、一部のスマートフォンなどでご利用にならない場合があります。

## お知らせ

11月10日～16日は  
**アルコール関連問題  
 啓発週間**

アルコール依存症をはじめ、多量飲酒、未成年や妊婦の飲酒などの不適切な飲酒は、肝障害や食道がん、自殺などのリスクを高めるだけではなく、暴言・暴力、虐待、DVなど周囲の人を巻き込むこともあります。また、飲酒運転による死亡事故、イッキ飲みによる死亡など、同様の事故は後を絶ちません。問題が起きないように正しい知識を身に付け、お酒と上手に付き合いたしましょう。

お酒で困っている本人や家族からの相談も受け付けています。

保健センター ☎23・8877  
 衣浦東部保健所健康支援課 ☎21・9337

### パスポート申請はお早めに

年末年始は窓口が大変混みますので、ゆとりを持って早めに申請しましょう。

**受付時間** ▼申請：月～金曜日 9時～17時 ▼受取：月～木曜日 9時～17時、金曜日 9時～18時（祝日・12月29日～1月3日を除く）

### 場 市民課

**取扱業務** 新規・切替申請、記載事項変更申請、増補申請および交付、紛失・焼失の届出

**対** 日本国籍を有し、市内に住民登録・居所のある人

**受取日** 申請日から市役所開庁日を除いた8日目（増補申請は5日目）以降

※詳しくは市HPをご覧ください。

**問** 市民課（☎95・0006）

### 11月は放置自転車 クレンジンキャンペーン月間

自転車が放置されると、街の景観を損なうだけでなく、歩行者や緊急車両の通行の妨げになります。

▼自転車は決められた場所にルールを守って駐車しましょう  
 ▼自転車の防犯登録を行い、自転車には鍵をかけましょう  
 ▼利用しなくなった自転車も責任を持って管理・処分しましょう

**問** くらし安心課（☎62・1010）



### 都市計画に関する案を 見ることが出来ます（縦覧）

人口減少・超高齢社会の到来など都市計画を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、県で見直しを進めている都市計画案を縦覧できます。

11月13日（火）～27日（火）  
 県：8時45分～17時30分 ▼市：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

**場** 県都市計画課、市まちづくり推進課

**内** 西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**他** この案に意見のある人は、11月27日（火）まで県宛て意見書を提出できます。

**問** 県都市計画課（☎052・9516515）

### 女性の人権ホットライン 全国一斉強化週間

**時** ▼11月12日（月）～16日（金）：8時30分～19時 ▼11月17日（土）～18日（日）：10時～17時  
 ※通常は平日8時30分～17時15分

**内** DV、セクハラ、ストーーカー行為といった女性に関する人権問題の相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、気軽に相談してください。

**女性の人権ホットライン**  
 ☎0570・070・810

**問** 名古屋法務局人権擁護部（☎052・952・8111）

### 裁判員候補者名簿 記載通知を送付します

31年の裁判員候補者名簿に登録された人には、11月中旬

に名簿記載通知を送付します。これは、2月ごろからの約1年間に裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしておいてもらうためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではないので、すぐに裁判所に来る必要はありません。

また、名簿記載通知と合わせて調査票を送付します。調査票で裁判員候補者の事情を早期に把握し、回答内容によっては、裁判員候補者の負担の軽減や辞退の申し出を受け付けます。

**問** 名古屋地方裁判所（☎052・203・8916）

### 11月は児童虐待防止 推進月間

未来へと命を繋ぐ  
 189（いちややく）

虐待には、身体的・心理的・性的虐待、ネグレクトがあります。また、子どもの前でのDVや夫婦喧嘩も心理的虐待に該当します。虐待の要因は複雑に絡み合い、子どもへ与える影響はとても大きいです。

◆相談してください

▼望まない妊娠・出産 ▼育児ストレスや不安 ▼孤立した子育て ▼子どもの育てにくさ ▼親自身が精神的に不安定な状態  
 ◆連絡してください

虐待を受けたと思われる児童を発見した人には、通告の義務があります。

▼長時間の子どもの泣き声や大人の怒鳴り声 ▼傷あざ ▼衣服や髪汚れ  
**児童相談所全国共通ダイヤル**  
 ☎189

**こども虐待ほっとライン**  
 ☎62・1212

**愛知県刈谷児童相談センター**  
 ☎22・7111

**問** 子育て推進課（☎62・1061）



### 11月は子ども・若者育成 支援市民運動強調月間

育てよう 自分に勝てる子  
 負けない子

子ども・若者が社会の一員として自立し、円滑な社会生活を営むため、基本的な生活習慣を見直し、家庭教育の重要性を認識するとともに、子ども・若者を犯罪や有害環境から守るための取組を地域社会全体で推進しましょう。

**問** 生涯学習課（☎62・1036）